

# 青森県報

第千八十一号

令和八年  
六月二十二日  
(月曜日)

雑 報

○公立大学法人青森県立保健大学特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

公立大学法  
人青森県立  
保健大学  
…  
五

## 告 示

### 青森県告示第三百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
株式会社JTB青森支店	青森市安方一丁目一の四〇青森県観光物産館アスパム四F	令和 八・六・一	令和 八・六・一

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援業務

三 委託期間

令和八年六月一日から令和八年八月三十一日まで

### 青森県告示第三百七十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

## 目 次

### 告 示

○医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援業務に係る支出に関する事務の委託…………… (医療業務課) …… 一

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (会計管理課) …… 一

### 公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (医療業務課) …… 二  
○農用地利用集積等促進計画の認可…………… (構造政策課) …… 二

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 三

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 三

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 四

○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 四

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）…………… (同) …… 五

令和八年六月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第一号の表中

木造支店	つがる市木造千代町	を
木造支店	つがる市木造若宮	に、
乙供支店	上北郡東北町字上笹橋	を
乙供支店	上北郡東北町字上北北二丁目	に改める。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
- 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県健康医療福祉部医療業務課
- 青森市長高一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年六月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社JTB青森支店

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム四F

六 契約金額

五億九百八十万七千五百五十六円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年六月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年六月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇農用地利用集積等促進計画（売買）

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地			
氏名又は名称	住所又は所在地	市町村	大字	字	番地
矢野 聡	青森市	青森市	小橋	福田	238番1筆
矢野 聡	青森市	青森市	左堰	大科	490番

ほか1筆

三上 紘史	青森市	青森市	大淵 大 字女鹿	赤茶	56番	ほか3 筆
石村 英康	青森市	青森市	浪岡大 字杉沢	山元	372番1	ほか1 筆

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

自由民主党 青森県 ふるさと 振興支部	滝沢 求	中村 寿明	八戸市大 字上徒土 一町一五の	参議院 議員	○	令和 八・五・二
政治団体の 名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる 事務所 所在地	公職の 種類 (第一 号)	一以上の 市町村等 の区域を 単位とし て設けら れる支部	届 月 日 出

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務 所在地	届 月 日 出
高橋よしき後援 会	高橋 芳樹	高橋 芳樹	八戸市大字上野字 久根合九の八	八・五・二
生活し続けられ る五所川原に 五所川原の未来 を創るあなた の声を、力に！	對馬 茉耶	對馬 茉耶	五所川原市字布屋 町四一の二〇	八・五・三
長谷川たくおう 後援会	長谷川 卓央	長谷川 卓央	五所川原市みどり 町四丁目六七の二	八・五・三
千葉広久後援会	小林 克徳	對馬 勉	五所川原市大字姥 范字船橋五二の一 七九	八・五・五
よこがき成年後 援会	石田 功	伊藤 和夫	青森市中央三丁目 二一の一五	八・五・二〇

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
--------------------	------	---	---	-----------------------

参政党青森県支部 連合会 (大宮 美和子)	代表者 大宮 美和子	後藤 美穂子	令和 八・五・七
中道改革連合青森 県第3区総支部 (岡田 華子)	主たる事務 所の所在地 弘前市大字代官 町一〇七の一	弘前市大字宮川 二丁目三の四	八・五・二四
立憲民主党青森県 第3区総支部 (成田 大介)	主たる事務 所の所在地 弘前市大字外崎 三丁目二の一	弘前市大字宮川 二丁目三の四	八・五・二四

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 山崎ゆいこ三厩後 援会 (三浦 榮悦)	異動事項 新	旧	異 年 月 日 動
代表者 三浦 榮悦	牧野 勇次		令和 八・五・二〇
主たる事務 所の所在地 青森市中央一丁 目五の一	青森市安方二丁 目五の一〇		八・五・二五
主たる事務 所の所在地 弘前市大字代官 町一〇七の一	弘前市大字宮川 二丁目三の四		八・五・二四
主たる事務 所の所在地 弘前市大字代官 町一〇七の一	弘前市大字宮川 二丁目三の四		八・五・二四

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
浜中幾悦郎後援会	山本 泰二	令和七・四・二〇
尾形祐幸後援会	村上 莊士	七・三・二六
坂牛淳治後援会	茶谷 文雄	七・二・三三
川村拓也後援会	尾崎 淳一	八・四・三〇
平山敦士後援会	澤田 長二郎	八・四・三〇

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和八年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 年 月 日 動
富士 珠美	富士珠美後援会	新	令和 八・五・二五
岡田 華子	岡田はなこ政治みらい研究会	旧	八・五・二四
		新	
		旧	

青森県選挙管理委員会告示第六十号

令和八年六月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二〇、二九一人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二六、八一四人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 東津軽郡選挙区 五、六一三人
  - 西津軽郡選挙区 四、五〇七人
  - 南津軽郡選挙区 六、〇九六人
  - 北津軽郡選挙区 六、八〇〇人
  - 上北郡選挙区 二五、五七二人
  - 三戸郡選挙区 一七、二四六人
  - 青森市選挙区 七五、二八一人
  - 弘前市選挙区 四五、九三〇人
  - 八戸市選挙区 六〇、八七三人
  - 黒石市選挙区 八、七〇〇人
  - 五所川原市選挙区 一七、一二九人
  - 十和田市選挙区 一六、三六四人

- 三沢市選挙区 一〇、三五五人
- むつ市選挙区 一八、六七五人
- つがる市選挙区 八、二九九人
- 平川市選挙区 一〇、七三五人

雑報

公立大学法人青森県立保健大学特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示  
公立大学法人青森県立保健大学物品等又は特定役務の調達手続に関する規程第三条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同規程第十七条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月二十二日

公立大学法人青森県立保健大学理事長 吉池信男

- 一 特定役務の名称及び数量 ネットワーク機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 公立大学法人青森県立保健大学事務局経営企画室 青森市大字浜館字間瀬五八の一
- 三 契約の方法 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日 令和八年五月二十二日
- 五 落札者の名称及び住所 株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町一七の一〇
- 六 落札金額 九千二百四十万円
- 七 落札者を決定した手続 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

八 入札の公告を行った日  
る。  
令和八年四月十日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭